



■ 目次

PwCがFASBは偶発損失開示拡大案の影響についてさらに調査を行うべきだと提案
FASBおよびIASBがコンバージェンスを目的としてEPS計算の修正を提案
その他のFASB関連記事
EITFアジェンダ委員会がEITFアジェンダに2項目を追加

■ PwCがFASBは偶発損失開示拡大案の影響についてさらに調査を行うべきだと提案

8月8日、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)は、係争中の訴訟およびその他の偶発損失について、現在FASB基準書第5号「偶発事象の会計処理」および同第141号(R)「企業結合」が求めている開示よりもかなり多くの開示を行うことを義務付けるFASB案に関するコメントレターを提出しました。今日まで、FASBは幅広い関係者、すなわち企業、法律事務所、業界団体、投資家の権利擁護団体などの225通のコメントレターを受け取っています。コメントレターの量はこの提案および関連する潜在的な影響が重要な議論の源であり続けていることを示唆しています。

このコメントレターにおけるPwCの主要メッセージは、FASBには以下の点を検討すべきであるというものです。すなわち、偶発損失に係る現行の開示規定に対して大幅な変更を行うための明確な必要性が認められるのか、また、もし認められるのであれば、現在の草案で、財務諸表利用者が偶発損失の発生の可能性、タイミング、将来キャッシュ・フローをより適切に評価できるようにするというFASBの目的を、企業に損害を与えることなく達成できるのか、という点です。

▼コメントレターの内容はCFODirect Networkのメンバーの方は以下のウェブサイトでご覧可能です。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7HESQK&SecNavCode=ASPP-4MMMPBF&ContentBlueType=Content>

■ FASBおよびIASBがコンバージェンスを目的としてEPS計算の修正を提案

FASBおよび国際会計基準審議会(IASB)は1株当たり利益(EPS)の計算を簡素化し、両審議会の基準をコンバージェンスする規則案を公表しました。コンバージェンスを達成するために、この規則案では以下を目指しています。

- EPS計算にどの金融商品を含めるべきかを決定する明確な原則を説明
- 特定の金融商品(企業の自己株式の売却あるいは取得の契約など)のためのEPS計算を明確化
- 損益を通じて公正価値で会計処理される金融商品のためのEPS計算を簡易化

特にコンバージェンスの試みにおいては、類似する金融商品のためのEPS計算で使用される分母をUS GAAPとIFRSの間で同一にすることに焦点が当てられました。両審議会は、IFRSとUS GAAPの調整が進められるのと同時に、この提案がEPS計算を簡素化し、財務諸表利用者のための透明性が向上すると考えています。この規則案に対するコメントの募集期限は12月5日です。

▼各審議会の修正案はそれぞれ以下のウェブサイトからご覧いただけます。

- FASB案 http://fasb.org/draft/rev_ed_eps_amend_st128.pdf

- IASB案 <http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/B7DA045C-F0EF-4D3B-9DF3-19C8E1C3A002/0/EDIAS33.pdf>

■ その他のFASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 1株当たり利益
http://fasb.org/project/short-term_intl_convergence.shtml
- FAS 133/FIN 45 – クレジット・デリバティブの開示
http://fasb.org/project/fas133_credit_derivatives.shtml
- 法人所得税プロジェクト
http://fasb.org/project/short-term_intl_convergence_income_tax.shtml
- 金融資産の譲渡
http://fasb.org/project/transfers_of_financial_assets.shtml
- FAS 117 - 非営利の寄付基金
http://www.fasb.org/project/nfp_endowments.shtml
- FIN 46(R) の再検討
http://www.fasb.org/project/reconsideration_fin46r.shtml

Weekly Action Alert: Action Alert No. 08-33は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.fasb.org/action/aa081408.shtml>

■ EITFアジェンダ委員会がEITFアジェンダに2項目を追加

発生問題専門委員会(EITF)のアジェンダ委員会は7月30日に会議を開催し、3つの潜在的な新しい問題点について議論を行いました。当委員会は以下の2項目をEITFアジェンダに追加することを決定しました。

- 持分法投資に対する基準書第141号(R)および160号の影響の検討
- 連結子会社の株式に連動した、および連結子会社の株式で決済する可能性のある、独立したデリバティブ金融商品の会計処理に対する基準書第160号の影響の検討

▼ EITFアジェンダ委員会の報告書は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.fasb.org/eitf/0908REPORT.pdf>

▼ また、9月10日開催予定のEITFの次回会議アジェンダ案は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.fasb.org/eitf/agenda.shtml>

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.